

令和2年度第1回袖ヶ浦市総合計画審議会 会議録要旨

1 開催日時 令和2年4月
(書面発送日 令和2年4月17日)

2 開催場所 書面会議にて開催

3 出席委員(書面を送付した委員)

会長	石戸 光	委員	風呂本 充正
副会長	田島 則行	委員	長沼 眞
委員	江野澤 吉克	委員	若林 和秀
委員	渡辺 絹代	委員	三好 祥子
委員	久保 秀一	委員	請井 礼子
委員	江利角 晃也	委員	中根 幸男
委員	山口 修	委員	八木 克典
委員	山田 崇	委員	阿子島 祐子
委員	松井 洋美	委員	小柳 洋嗣
委員	嘉屋崎 道子	委員	鈴木 京子

4 議 題

(1) 袖ヶ浦市総合計画審議会の会長及び副会長の選出について

5 議 事

(1) 提出期限 令和2年4月23日

(2) 回答者数 17名

(3) 審議結果

① 会長の選出 石戸 光 委員 17票

② 副会長の選出 田島 則行 委員 17票

○ 袖ヶ浦市総合計画審議会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
知識経験を 有する者 (1号委員)	石戸 光	千葉大学 法政経学部 教授
	江野澤 吉克	千葉県議会議員
	渡辺 絹代	千葉県君津地域振興事務所 所長
	久保 秀一	千葉県君津健康福祉センター センター長
	江利角 晃也	千葉県環境研究センター センター長
	田島 則行	千葉工業大学 創造工学部 助教
	山口 修	袖ヶ浦市教育委員会 教育長職務代理者
	山田 崇	千葉銀行袖ヶ浦支店長
	松井 洋美	税理士
	嘉屋崎 道子	かずさエフエム株式会社
各種団体等 の役職員 (2号委員)	風呂本 充正	袖ヶ浦市自治連絡協議会会長
	長沼 眞	袖ヶ浦市災害対策コーディネーター連絡会
	若林 和秀	有限会社 憩 代表取締役
	三好 祥子	NPO法人 子どもるーぷ袖ヶ浦
	請井 礼子	傾聴ボランティアうさみみ
	中根 幸男	袖ヶ浦市農業士・指導農業士連絡協議会
	八木 克典	富士石油株式会社 袖ヶ浦製油所所長
	阿子島 祐子	袖ヶ浦市商工会女性部
公募による 市民 (3号委員)	小柳 洋嗣	公募委員
	鈴木 京子	公募委員

○ 袖ヶ浦市総合計画条例

平成30年条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市のまちづくりに係る構想であって、市が目指す将来の姿を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な計画であって、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に明らかにするものをいう。

(4) 実施計画 基本計画に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものをいう。

(基本構想及び基本計画の策定等)

第3条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、基本構想及び基本計画を策定しなければならない。

2 市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、多様な手法を用いて市民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、市政をめぐる社会情勢等の変化に伴い必要が生じたときは、基本構想又は基本計画を変更することができる。

(実施計画の策定等)

第4条 市長は、基本計画に基づき、市民の意見を聴いた上で、実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、必要に応じて実施計画を変更することができる。

(袖ヶ浦市総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第10条の袖ヶ浦市総合計画審議会(同条を除き、以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、前条の規定による諮問に対する答申を受けた後、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(基本計画及び実施計画の措置)

第8条 市長は、基本計画及び実施計画について、計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、基本計画及び実施計画の実施状況について、公表しなければならない。

(総合計画との整合)

第9条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

(袖ヶ浦市総合計画審議会の設置)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、袖ヶ浦市総合計画審議会を置く。

(審議会の所掌事務)

第11条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 基本計画及び実施計画の実施状況について調査審議すること。
- (3) その他総合計画に関する事項について必要な調査審議をすること。

(審議会の組織等)

第12条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 各種団体等の役職員
- (3) 公募による市民

2 委員は非常勤とし、任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第13条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第14条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第15条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2～4 略

令和2年4月17日

袖ヶ浦市総合計画審議会委員 各位

袖ヶ浦市総合計画審議会
事務局 企画課長 千田 和也

令和2年度第1回袖ヶ浦市総合計画審議会の議題について
陽春の候、貴職におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます
また、袖ヶ浦市総合計画審議会の委員への就任にあたり、ご快諾をいただきました
ことに厚く感謝申し上げます。

さて、第1回の審議会につきましては、本審議会の会長及び副会長の選出を議題と
しており、委員の皆様の互選により選出をいただくこととなります。

つきましては、委員改選後の最初の審議会であり、互いに面識のない方もいらっし
やること、また、書面開催により行うことを考慮しまして、恐縮に存じますが下記の
とおり事務局案を提示させていただきます。

なお、事務局案については、ご検討を円滑に行っていただくことを目的としており、
ご意見を制約するものではございませんので、念のため申し添えさせていただきます。

記

1 議題

袖ヶ浦市総合計画審議会の会長及び副会長の選出について

2 事務局案

(1) 会長：石戸 光 委員

- | |
|--|
| ① 所属等：千葉大学 法政経学部 教授 |
| ② 理由：石戸 光 委員は、前期の本審議会の会長を務めており、審議会の運営
に通じ、また、審議に当たっては学識者として広い知見の下で、公平かつ公
正に委員の意見を集約するなど、会長に適任であると考えます。 |

(2) 副会長：田島 則行 委員

- | |
|--|
| ① 所属等：千葉工業大学 創造工学部 助教 |
| ② 理由：田島 則行 委員は、地域再生やまちづくり、都市再生などの分野に精
通し、総合計画に関する審議に当たって豊富な知識と経験を有していること
から、会長を補佐し、又は会長が不在の場合にその職務を代理する副会長と
して適任と考えるものです。 |

3 回答方法

別添の回答書様式に記入し、期間が大変短く申し訳ありませんが、同封の封筒に
より令和2年4月23日（木）までに投函してください。

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市総合計画審議会委員

(氏名) _____

令和2年度第1回袖ヶ浦市総合計画審議会（書面開催）の議題について（回答）

令和2年4月17日付け袖企第84号にて通知のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 議題

袖ヶ浦市総合計画審議会の会長及び副会長の選出について

2 回答

(1) 会長の選出

(※ 該当する項目の番号に○をつけてください。)

1. 事務局案により 石戸 光 委員 を会長に選出することに賛成する。
2. 上記1以外の意見 (※ 推薦する委員の氏名等を以下に記載してください。)

(2) 副会長の選出

(※ 該当する項目の番号に○をつけてください。)

1. 事務局案により 田島 則行 委員 を副会長に選出することに賛成する。
2. 上記1以外の意見 (※ 推薦する委員の氏名等を以下に記載してください。)